

契約締結前交付書面

商品先物取引

(「 Venus (ヴィーナス) 」)

フジフューチャーズ株式会社

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分にお読みください。

また、ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認いただき、商品先物取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 重要事項 | 4 |
| 1. 契約の概要 | 5 |
| 2. 商品先物取引の基礎 | 6 |
| 3. 取引の手続きおよび本人確認について | 7 |
| 4. 証拠金について | 10 |
| 5. 入出金について | 14 |
| 6. ロスカット制度について | 15 |
| 7. 手数料について | 16 |
| 8. 債務の履行、決済方法 | 16 |
| 9. 損益計算の具体例について | 17 |
| 10. 相場予測が外れた時の対処の仕方について | 19 |
| 11. 営業・受付時間およびサービスについて | 20 |
| 12. 売買注文の種類および約定条件 | 21 |
| 13. 取引時間等について | 22 |
| 14. 即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度について | 23 |
| 15. 取引銘柄について | 26 |
| 16. 契約の終了事由 | 27 |
| 17. 税金の概要 | 27 |
| 18. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要 | 27 |
| 19. 当社の概要 | 28 |
| 20. お問い合わせについて | 28 |
| 21. 個人情報保護方針について | 29 |
| 22. 商品先物取引に関する主要な用語 | 31 |

重 要 事 項

商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。

さらに、お客様が預託する証拠金の額にくらべて取引金額が大きいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。

万が一、当社または取次先会社（以下「当社等」という。）が破産する等した場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は株式会社日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても日本商品委託者保護基金との分離保管弁済契約による保全措置を行っておりますので、万が一、当社等が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、株式会社日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより 1 千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

1. 契約の概要

この契約に基づく取引は「株式会社東京商品取引所」における商品先物取引（オンライントレードシステム「Venus（ヴィーナス）」を通じて行う電子取引）です。当社の取り扱い商品、各商品の取引単位や限月、取引時間等の取引要綱につきましては、本書「取扱銘柄について」および「取引時間等について」、または「Venus（ヴィーナス）」ホームページ（<http://www.fuji-ft.co.jp/>）をご覧ください。

株式会社東京商品取引所 （<http://www.tocom.or.jp/jp/>）
東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号 （電話）03-3661-9191

（1）商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね数倍～数十倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターン取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

（2）商品先物取引のコスト

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。手数料の額および徴収の時期などの詳細につきましては本書「手数料」及び別に定める「手数料一覧表」をご覧ください。

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、建玉時、決済時にはそれぞれの建玉について手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

（3）取引に関する制限

注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。

ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

商品先物取引には原則として限月（げんげつ）があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させる必要があります。限月につきましては本書「取扱銘柄について」

をご覧ください。

商品取引所の定める建玉の限度を超過した場合、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

万が一、当社等が破産手続開始の決定を受け、あるいは株式会社日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社等が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。その他の取引の制限につきましては本書「営業・受付時間およびサービスについて」をご覧ください。

(4) お客様の資産の保全

「重要事項」で記載しましたが、お客様から差入れを受けた証拠金は、当社の取次先会社を介して株式会社日本商品清算機構に預託され、当社の資産とは区別して管理されます。また、一時的に当社が保管するお客様の資産につきましては、日本商品委託者保護基金への分離保管弁済契約により、保全措置を行っています。

したがって、万が一、当社等が破産手続開始の決定を受け、あるいは株式会社日本商品清算機構において支払不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社等が違約者と認定された場合であっても、お客様は株式会社日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。

また、この返還請求権がお客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または株式会社日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

| | |
|----------------------|---|
| 株式会社日本商品清算機構 | (http://www.jcch.co.jp/) |
| 東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号 | (電話) 03-5847-7521 |
| 日本商品委託者保護基金 | (http://www.hogokikin.or.jp/) |
| 東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号 | (電話) 03-3668-3451 |

2. 商品先物取引の基礎

(1) 商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。

商品先物取引には次のような特徴があります。

- ①商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに一定期間を経過した日に行う。
- ②商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。
- ④商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているので、求める品質の商品がなかったり、

当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。

- ⑤商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる。(差金決済)

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね数%～数十%程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。(証拠金取引)

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる優れた取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

(2) 建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段(商品取引所の定める清算値段が帳入値段となります。)との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

商品相場の変動により「値洗損益金通算額」が悪化した場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要が生じることがあります。(詳細につきましては後述いたします。)

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。そのためにも、日々、当社や商品取引所のホームページ等の相場欄等を確認し、ご自身の建玉、値洗状況を常に把握してください。

3. 取引の手続きおよび本人確認書面について

ここでは、商品先物取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

(1) オンライン口座開設申込

- ①当社の「Venus (ヴィーナス)」ホームページ(URL : <http://www.fuji-ft.co.jp/>)の「オンライン口座開設申込フォーム」より「事前交付書面の提供」ページにて「電子書面による交付等」について同意の上、「契約締結前交付書面」(本書面)、「受

託契約準則」、「電子取引に関するお取決め事項」、「ロスカット規程」等をダウンロードしてご閲読いただき、画面下にある『事前交付書面を熟読し、十分理解しました』の左側のボックスにチェックをし、「ご理解およびリスクの確認」画面へ進んでいただくことで受領されたものとみなします。本書面の内容を十分にお読みになり、ご不明の点があればご確認ください。

- ②「ご理解およびリスクの確認」画面にて「証拠金預り証の発行を省略」「商品取引契約を締結する目的」等、事前交付書面の内容を含めたご理解およびリスクの確認をいたします。
- ③「口座開設情報の入力」画面にて、お客様の基本情報、通知・登録情報をご入力ください。特に、年齢、職業、収入、資産状況、投資可能資金額、投資経験などは審査のための重要な項目ですので、正確にご入力ください。
- ④「入力内容確認」画面にて入力内容のご確認をしていただいた上で、「申込みを完了する」を押してください。
- ⑤申込受付メールが、ご登録のメールアドレスに送信されます。メールの案内にしたがって、個人番号・法人番号および本人確認書面をご提出ください。
- ⑥「マイナンバー制度」および「犯罪収益移転防止法」等に基づく個人番号等の確認および本人確認を行います。

(2) 個人番号・法人番号の告知および本人確認書面について

個人番号の確認および本人確認書面は「個人」の取引、「法人」の取引により異なります。

[1] 個人の場合の確認書面

以下の①、②をご提出ください。

- ①個人番号の確認が出来る書面（写し）を1点
- ②本人確認（住所確認）が出来る書面（写し）で、顔写真があるものについては1点、その他の書面（写し）については2点ご提出ください。

○個人番号の確認に必要な書面とは以下の通りです。

個人番号カード、通知カード、個人番号が付された住民票の写し

○本人確認に必要な書面とは以下の通りです。

顔写真がある公的証明書

運転免許証、旅券（パスポート）等のいずれか1点。

顔写真のない、その他の公的証明書

健康保険証、個人番号の無い住民票の写し、印鑑証明書、年金手帳等から2点。

[2] 法人の場合の確認書面

法人番号指定通知書の写し。また、履歴事項全部証明書、登記簿謄本または抄本、現在事項証明書のいずれか 1 点。さらに代表者および売買担当者の[1]に該当する本人確認書面および、念書、実質的支配者に関する確認書、売買担当者を定める場合には委任状が必要となります。

※ [1]、[2] ともに、有効期限のある公的証明書については、当社到着日において有効なものである必要が有ります。有効期限のない公的証明書については、当社到着日の前 3 ヶ月以内に作成したものに限られます。

(3) 審査、ID・パスワードの発行

①お申し込みいただいた情報等をもとに、口座開設の可否について審査を行います。審査は通常 1~2 営業日かかります。審査の結果は「確認メール」にてお知らせいたします。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。

②審査の終了後、当社側で「Venus（ヴィーナス）」へ登録作業を行い、登録完了後お客様専用の ID・パスワードを発行し、本人確認の為、取引に係る文書を、本人確認書面に記載されている住所に書留郵便等の転送不要郵便物として送付いたします。なお、お客様が連絡先を定めている場合においても本人確認書面に記載されている住所宛に送付します。

(4) 売買等

①注文は当社の注文受付時間内に PC またはモバイルにより「Venus（ヴィーナス）」を通じて行ってください。注文の際には、商品取引所名・商品名、限月、売付け／買付けの別、新規／仕切りの別、枚数、注文の種類、約定条件をご入力ください。（当社で対応している売買注文の種類および約定条件については本書「営業・受付時間およびサービスについて」および「売買注文の種類および約定条件」または「Venus（ヴィーナス）」ホームページをご覧ください。）

②注文が成立した場合、ご希望のお客様にはメールにより約定報告をいたします。また、「売買報告書及び売買計算書」で内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合にはただちに当社までお申し出ください。

③お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段の価格差から値洗損益が計算されます。

④商品相場の変動により「値洗損益金通算額」が悪化した場合などには証拠金の追加預託が必要になることがあります。その場合には取引画面にて通知いたしますので、建玉を維持したまま取引を継続する場合には、翌営業日正午までにご入金ください。

⑤商品市場では、急激な価格変動を防止するために即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度が設けられています。商品取引所があらかじめ定めた一定の幅を超える価格で売買注文が対当する場合および商品取引所が市場状況を勘案し必要と

認めた場合は、一時的に取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度につきましては本書「即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度について」をご覧ください。設定幅等については商品取引所のホームページをご参照ください。

- ⑥毎月末の「残高照合通知書」で記載内容をご確認し、相違がございましたらお申し出ください。お申し出のない場合には、相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。
- ⑦「指示日」までに仕切注文により差金決済を行ってください。（「指示日」につきましては本書「営業・受付時間およびサービスについて」にてご確認ください。）取引結果の損益が計算され、売買差損益金から手数料を差し引いた額を預り証拠金に加減します。
- ⑧建玉の維持に使用していない預り証拠金は商品先物取引口座より出金することができます。出金を希望される場合には「Venus（ヴィーナス）」より出金の請求を行ってください。お客様から請求のあった日から 4 営業日以内にお客様の口座にお振込みいたします。

4. 証拠金について

(1) 委託者証拠金

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「委託者証拠金」と言います。「委託者証拠金」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じて SPAN[®]（スパン）を用いて計算された金額「維持証拠金」以上の額で決定することとされており、当社では、「委託者証拠金」を「維持証拠金」と同額以上としています。

なお、「維持証拠金」は、商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「委託者証拠金」は常に一定の金額ではありません。

(2) 受入証拠金の総額

お客様が預託した証拠金「預り証拠金の総額」の総額に、「売買差損益金」から「手数料（消費税を含む。）」を減じた額を加減し、「値洗損益金通算額」を加減した額を「受入証拠金の総額」といいます。

なお、当社口座照会画面では「預り証拠金」は「現金」、「値洗損益金通算額」は「値洗差金」、「売買差損益金－売買手数料」は「帳尻」、「受入証拠金の総額」は「純資産」と表示しております。

| |
|--|
| $\text{受入証拠金の総額} = \text{預り証拠金の総額} + \text{値洗損益金通算額} + \text{売買差損益金} - \text{売買手数料}$ |
|--|

(3) 証拠金制度

当社では、株式会社日本商品清算機構が定める SPAN[®]（スパン）証拠金制度に基づく範囲内で独自の証拠金制度を採用しております。当社の定める証拠金制度は次の通りとなります。

受託契約準則第2条第12号に規定する「委託者証拠金」を「証拠金所要額」とします。

当社における証拠金の預託時期については、お取引開始前に預託していただく事前預託とし、当社が定める「証拠金所要額」以上の預託をしていただきます。

当社では、株式会社日本商品清算機構が定める SPAN パラメーターの1つである「プライス・スキャンレンジ」に銘柄毎の枚数を乗じた金額の合計額を「当社委託者証拠金」としています。「当社委託者証拠金」に「当社が定める証拠金掛目」を乗じたものを「証拠金所要額」とします。

ただし、お客様は保有する建玉のうち、同一銘柄に売建玉と買建玉が同時に存在する場合においては、売建玉と買建玉の合計枚数の多い方の枚数（同枚数の場合は片建玉の枚数）が対象となります。

・ 商品Aに売建玉を5枚、買建玉を10枚保有している場合
売建玉 5枚 < 買建玉 10枚
⇒ 10枚のみ対象となります。

・ 商品Aに売建玉を10枚、買建玉を10枚保有している場合
売建玉 10枚 = 買建玉 10枚
⇒ 10枚のみ対象となります。

また、1番限につきましては価格変動のリスクをカバーするため「納会割増額」が加算されます。納会割増額は、1番限の売建玉と買建玉の合計枚数の多い方の枚数（同枚数の場合は片建玉の枚数）が対象となります。

・ 証拠金所要額 = (銘柄別証拠金 × 建玉枚数 [売りと買いの多い方の枚数]
+ 納会割増額 × 1番限の建玉枚数 [売りと買いの多い方の枚数])
× 当社が定める証拠金掛目 + 受渡証拠金

※ 「銘柄別証拠金」は「プライス・スキャンレンジ」と同額となります。ただし、「プライス・スキャンレンジ」より「商品内スプレッド割増額」が大きい場合、「プライス・スキャンレンジ」の代わりに「商品内スプレッド割増額」を使用します。

※ 「当社が定める証拠金掛目」は、相場状況等により変更する場合があります。

〈証拠金の計算例〉

商品Aの銘柄別証拠金：10万円 商品Bの銘柄別証拠金：5万円

商品Bの1枚あたりの納会月割増額：3万円 当社が定める証拠金掛目は100%とします

| 商品A | 1番限 (当月限) | 2番限 | ～ | 5番限 | 6番限 | 合計 | |
|-----|--------------|-----|---|-----|-----|----|----|
| 売り | | 5枚 | | | | | 5枚 |
| 買い | | | | | | | 0枚 |

| 商品B | 1番限 (当月限) | 2番限 | ～ | 5番限 | 6番限 | 合計 | |
|-----|--------------|-----|---|-----|-----|-----|-----|
| 売り | 10枚 | | | | | | 10枚 |
| 買い | 5枚 | | | | | 10枚 | 15枚 |

商品Aの証拠金合計額 ⇒ 売り合計5枚、買い合計0枚 ⇒ 5枚(売り>買い)
 $10万円 \times 5枚 = 50万円$

商品Bの証拠金合計額 ⇒ 売り合計10枚、買い合計15枚 ⇒ 15枚(売り<買い)
 $5万円 \times 15枚 = 75万円$

商品Bの納会月割増合計額 ⇒ 売り1番限10枚、買い1番限5枚 ⇒ 10枚(売り>買い)
 $3万円 \times 10枚 = 30万円$

証拠金所要額 ⇒ $(50万円 + 75万円 + 30万円) \times 100\% = 155万円$

ただし、同一銘柄で限月によって異なる銘柄別証拠金の場合は、枚数に関わらず、売建玉と買建玉の証拠金合計額の多い方を適用します。

〈証拠金の計算例〉

商品Cの1番限から5番限までの銘柄別証拠金：2万円

商品Cの6番限の銘柄別証拠金：5万円 当社が定める証拠金掛目は120%とします

| 商品C | 1番限 (当月限) | 2番限 | ～ | 5番限 | 6番限 | 合計 | |
|-----|--------------|-----|---|-----|-----|----|----|
| 売り | | 2枚 | | | | 1枚 | 3枚 |
| 買い | | | | | | 2枚 | 2枚 |

売建玉の証拠金合計 ⇒ 1番限から5番限 $2万円 \times 2枚 = 4万円$
 6番限 $5万円 \times 1枚 = 5万円$
 $4万円 + 5万円 = 9万円$

買建玉の証拠金合計額 ⇒ 6番限 $5万円 \times 2枚 = 10万円$

売建玉の証拠金合計額 9万円 < 買建玉の証拠金合計額 10万円

証拠金所要額 ⇒ $10万円 \times 120\% = 12万円$

株式会社日本商品清算機構が定めるSPANパラメーターは相場の急変等の状況により適時見直しが行われますので、「当社委託者証拠金」および「証拠金所要額」は一定の金額ではありません。また、この後の取引でポートフォリオに変更があった場合は証拠金額が変更され、証拠金額が増大することもありますのでご注意ください。

※ 同一商品の同一限月や異限月に売り買いのポジションを持つことは、これに伴うリスクを十分に理解し、取引する必要があります。

(4) 建玉を維持するために必要な状態

建玉を維持するためには、「受入証拠金の総額」が「証拠金所要額」を下回らないようにしておく必要があります。

〔建玉を維持するために必要な状態〕

$$\text{受入証拠金の総額} \geq \text{証拠金所要額}$$

〈受入証拠金の総額〉

お客様が預託した「預り証拠金（現金）の総額」に、「現金授受予定額」を加減した額を「受入証拠金の総額」といいます。

$$\text{受入証拠金の総額} = \text{預り証拠金} + \text{現金授受予定額}$$

〈現金授受予定額〉

「売買差損益金」から「手数料（消費税を含む）」を差し引いた額に、「値洗損益金通算額」を加減した額を「現金授受予定額」といいます。

$$\text{現金授受予定額} = (\text{売買差損益金} - \text{手数料}) + \text{値洗損益金通算額}$$

「売買差損益金」および「手数料」は、反対売買により発生した金額のうち、お客様との間で受払いの済んでないもの（預り証拠金への振替処理が済んでないもの）をいいます。

(5) 証拠金不足の発生と証拠金の追加預託

商品相場の変動により「値洗損益金通算額」が悪化した場合や、「プライス・スキャンレンジ」の見直し等により、「受入証拠金の総額」が「証拠金所要額」を下回った場合には、「証拠金不足」が生じることになります。

〈証拠金不足額〉

$$\begin{aligned} \text{証拠金不足とは} & \quad \text{受入証拠金の総額} < \text{証拠金所要額} \\ \text{証拠金不足額} & = \text{証拠金所要額} - \text{受入証拠金の総額} \end{aligned}$$

「証拠金不足」は、入金または建玉の決済等により「受入証拠金の総額」が「証拠金所要額」を上回った際に解消いたしますが、入金により対処した場合その後の相場動向により、さらに損失が拡大することもありますのでご注意ください。

また「証拠金不足」は、不足が発生した日の翌営業日正午までにご対応ください。
この場合、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日正午までに「証拠金不足額」以上の現金をご入金ください。「証拠金不足」が翌営業日正午の時点で解消していない場合は、未決済建玉の全部をお客様の計算において決済するものとします。

「証拠金不足額」が発生した場合であっても、保有する建玉を全て決済し、売買差損金や不足金を清算して取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

また「受入証拠金の総額」の全額を建玉に使うと、予想と反対に動いた場合、すぐに「証拠金不足」が発生することになりますので、資金に無理のない余裕を持ったお取引を心掛けください。

なお、当社では口座の管理はお客様自ら行っていただくこととしているため証拠金不足にかかる請求について口座照会画面に通知させていただきますので必ずご確認ください。

5. 入出金について

(1) 証拠金の預託方法

「Venus（ヴィーナス）」では、現金による入出金は振込みによってのみ行います。
なお、発生する振込み手数料は振込み側の負担としています。ただし、即時入金をご利用の場合の振込み手数料は当社にて負担いたします。
当社指定の下記の口座または即時入金を利用の上、お振込みください。

・みずほ銀行八重洲口支店（普） 1 9 8 4 5 3 9
振込先名：フジフューチャーズ株式会社

即時入金取扱銀行

・みずほ銀行 ・三井住友銀行 ・ジャパンネット銀行 ・楽天銀行
・住信SBIネット銀行

当社では有価証券を証拠金として充当することはできません。

(ご注意)

当社名義以外（例えば社員個人名義など）の銀行口座へのお振込みをお願いすることはありません。

(2) 余剰証拠金の出金時期および方法（預り証拠金余剰額）

建玉を維持するために使用していない証拠金「預り証拠金余剰額」は商品先物取引口座から出金することができますが、預託した証拠金の現金額を超えて出金することはできません。また、本書「営業・受付時間およびサービスについて」にお

いても記載しておりますが、当社は値洗益金の払い出し（出金）は行っておりません。

「預り証拠金余剰額」は、「受入証拠金の総額」から「証拠金所要額」および「値洗損益金通算額」（益の場合）を差し引いた金額となります。

「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、「Venus（ヴィーナス）」より出金の請求を行ってください。お客様から請求のあった日から 4 営業日以内に、ご指定いただいたお客様の口座にお振込みいたします。

当社口座照会画面では『「預り証拠金余剰額」－「注文中証拠金」－「出金依頼額」』を「出金可能額」と表示しています。

6. ロスカット制度について

「ロスカット制度」とは「受入証拠金の総額」が一定の割合まで目減りしたときに、自動的に全建玉の決済をする制度のことです。不測の事態に備えるために有効ですが、急激な相場変動の際には預り証拠金額を上回る損失が生じる可能性があります。

（1）ロスカット判定の時刻およびその値段

「ロスカット判定」は、当社が定める時間内において 5 分間隔で行います。

ただし、日中立会終了後は 15 時 25 分に、夜間立会終了後は 5 時 40 分に行うものとします。なお、値洗損の計算に用いる値段は、当日立会に約定値段がある場合は「ロスカット判定」までの直近約定値段（帳入値段を含む。）とし、当日立会に約定値段がない場合は前営業日の帳入値段とします。

（2）ロスカットアラート基準、ロスカット基準および有効比率

当社では「ロスカットアラート基準」は有効比率の 50%、「ロスカット基準」は「有効比率」の 30%と定めております。なお、「有効比率」は、「受入証拠金の総額」を「証拠金所要額」で除した割合で算出されます。

「ロスカットアラート基準」となった場合には、「ロスカット基準」が近づいていることをロスカットアラートメールの受信をすることによりご確認できます。

また、「ロスカット基準」となり「ロスカット判定」された場合は、未約定注文を取消し、すべての建玉の決済注文が発注されます。その約定につきましては、口座照会画面、ロスカットメールにてご確認ください。

「ロスカット判定」を受け、「ロスカット状態」となった場合、全ての決済注文が約定するまで取引を行うことができません。また、「ロスカット判定」後の入金の有無にかかわらず全ての建玉は決済されます。

【ロスカット制度の具体例】

◆例) 預り証拠金100万円で商品A(証拠金:10万円)を5枚建玉した場合

① 建玉時の有効比率は200%となります。

預り証拠金 帳尻金 値洗損益金通算額 証拠金所要額

$$(100万円 + 0円 + 0円) \div 50万円 \times 100 = 200\%$$

② 値洗損が50万円となった場合、有効比率は100%となります。

$$(100万円 + 0円 - 50万円) \div 50万円 \times 100 = 100\%$$

③ 値洗損が75万円となった場合、有効比率は50%となり、ロスカットアラートメールを受信することができます。

$$(100万円 + 0円 - 75万円) \div 50万円 \times 100 = 50\%$$

④ 値洗損が85万円となった場合、有効比率は30%となりロスカット判定を受け、ロスカット状態となった場合、全ての建玉に対して決済注文が執行されロスカットメールが送信されます。

$$(100万円 + 0円 - 85万円) \div 50万円 \times 100 = 30\%$$

ロスカットルールにつきましては別に定める「ロスカット規程」をご確認ください。

7. 手数料について

お客様が取引を行った場合は、建玉の決済時に、売買枚数に応じた「手数料」を「預り証拠金」から差し引きます。詳細につきましては別に定める「手数料一覧表」をご覧ください。

8. 債務の履行、決済の方法

建玉を決済する(仕切る、手仕舞う)場合には、注文受付時間内に「Venus(ヴィーナス)」より仕切注文の発注をしてください。

「ロスカット制度」では、相場の変動等により「ロスカット判定」を受け、「ロスカット状態」となった場合には、お客様の仕切注文を待たずに建玉の決済を行います。

仕切注文が成立した場合には、損益(売買差損益金)が計算され、取引結果が利益の場合には「売買差益金」から「手数料」を差し引いた金額を預託している「預り証拠金」に加算いたします。取引結果が損失の場合には「売買差損金」に「手数料」を加えた金額を預託している「預り証拠金」から差し引きます。

建玉を全て決済した場合に、「預り証拠金」が「売買差損金」および「手数料」に不足するときは、翌営業日正午までに不足分を当社の指定口座にご入金ください。

なお、「Venus(ヴィーナス)」では現物の受渡しによる決済は行っておりませんので、必ず指示日までに仕切注文を行って、建玉を処分していただく必要があります。「指示日」の日中立会終了時までには決済の注文発注がなかった場合には、当社において建玉を処分するものとします。なお、その場合であっても損益はお客様に帰属します。(「指示日」につきましては本書「営業・受付時間およびサービスについて」にてご確認ください。)

9. 損益計算の具体例について

- ◆東京商品取引所の「金（標準取引）」を1g 4,500円の約定値段で3枚買った場合
 (1枚あたりの委託手数料を税込み往復972円とします。)

⇒1g 4,590円に値上がりしたときに転売すると

売値 買値 1gあたりの差益
 4,590円 - 4,500円 = 90円

1gあたりの差益 倍率 1枚あたりの差益
 90円 × 1,000倍 = 90,000円

1枚あたりの差益 売買枚数 売買差益
 90,000円 × 3枚 = 270,000円

*3枚分の委託手数料は

1枚の委託手数料 売買枚数 往復手数料
 972円 × 3枚 = 2,916円

実質的な利益金は

売買差益 往復手数料
 270,000円 - 2,916円 = 267,084円

⇒1g 4,440円に値下がりしたときに転売すると

売値 買値 1gあたりの差損
 4,440円 - 4,500円 = △60円

1gあたりの差損 倍率 1枚あたりの差損
 △60円 × 1,000倍 = △60,000円

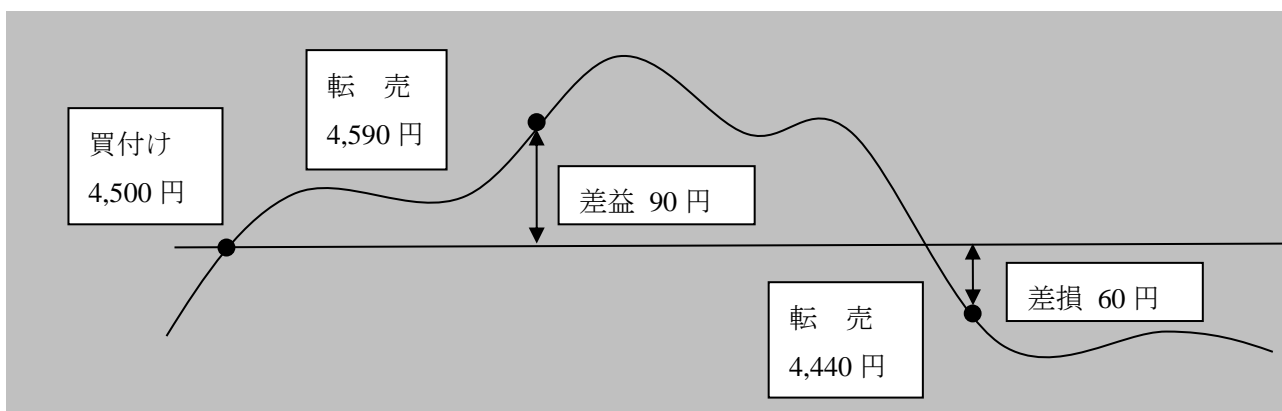
1枚あたりの差損 売買枚数 売買差損
 △60,000円 × 3枚 = △180,000円

*3枚分の委託手数料は

1枚の委託手数料 売買枚数 往復手数料
 972円 × 3枚 = 2,916円

実質的な損失金は

売買差損 往復手数料
 △180,000円 - 2,916円 = △182,916円



- ◆ 東京商品取引所の「とうもろこし」を1 t 25,000 円の約定値段で5 枚売った場合
(1 枚あたりの委託手数料を税込み往復 972 円とします。)

⇒1 t 26,000 円に値上がりしたときに買戻すと

売値 買値 1 t あたりの差損
25,000 円 - 26,000 円 = △1,000 円

1 t あたりの差益 倍率 1 枚あたりの差損
△1,000 円 × 50 倍 = △50,000 円

1 枚あたりの差損 売買枚数 売買差損
△50,000 円 × 5 枚 = △250,000 円

*5 枚分の委託手数料は

1 枚の委託手数料 売買枚数 往復手数料
972 円 × 5 枚 = 4,860 円

実質的な損失金は

売買差損 往復手数料

△250,000 円 - 4,860 円 = △254,860 円

⇒1 t 24,300 円に値下がりしたときに買戻すと

売値 買値 1 t あたりの差益
25,000 円 - 24,300 円 = 700 円

1 t あたりの差益 倍率 1 枚あたりの差益
700 円 × 50 倍 = 35,000 円

1 枚あたりの差益 売買枚数 売買差益
35,000 円 × 5 枚 = 175,000 円

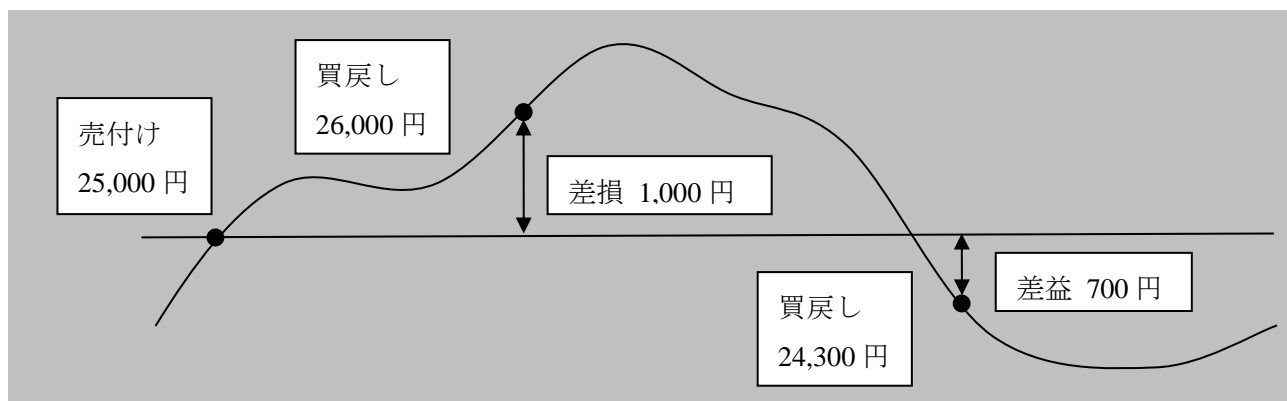
*5 枚分の委託手数料は

1 枚の委託手数料 売買枚数 往復手数料
972 円 × 5 枚 = 4,860 円

実質的な利益金は

売買差益 往復手数料

175,000 円 - 4,860 円 = 170,140 円



10. 相場予測が外れた時の対処の仕方について

(1) 仕切り (しきり)

値段が予測と反対の方向に動いた場合等、お客様のご指示により、いつでも建玉の仕切り (決済) をすることができます。

但し、即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー発動による立会の中断時等、売買注文が成立しない場合もあります。

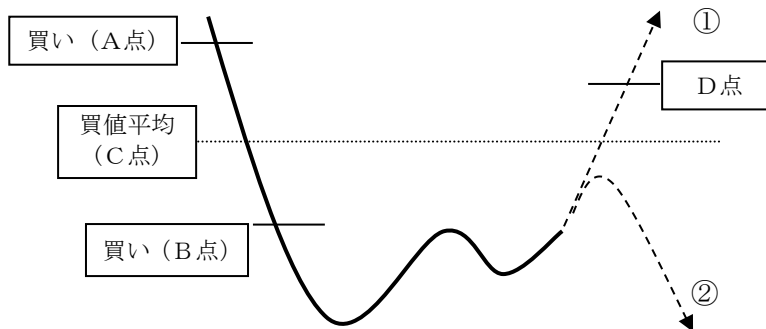
(2) 証拠金の預託

値段が予測と反対の方向に動き、「値洗損益金通算額」が悪化し「証拠金所要額」を下回ると「証拠金不足額」が発生し、その「証拠金不足額」を現金にて預託することが必要となります。

これは、お客様が相場の回復を予測して、現在の建玉の仕切り (決済) をせず取引を続けるためには、すでに預託している証拠金の担保力を補強するための証拠金を追加して預託しなければならないということです。

(3) 難平 (なんびん)

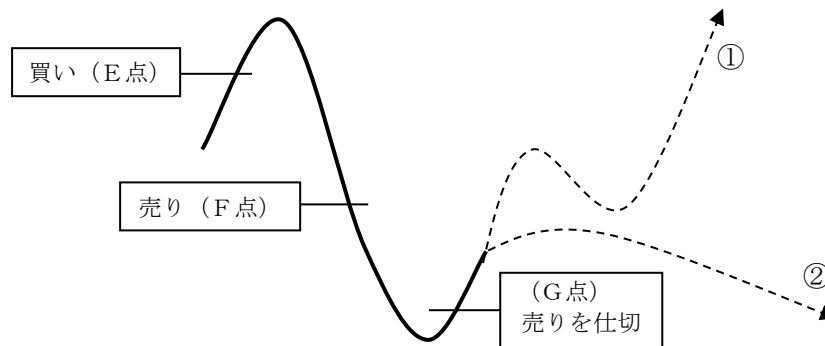
仮にA点で買い建玉し、予測に反して相場が下げた場合に、これが一時的な下げで相場が回復するとすれば、B点で再び買い建玉することにより、買い平均値段を下げるすることができます。その後、①値段が上がれば、平均値段 (C点) より高い値段 (例えばD点) で決済すれば、A点に達しなくても利益を得ることができます。ただし、②値段が下がれば損失が更に大きくなることもありますので、資金的余裕が必要です。売り建玉から行う場合は、平均値段を上げる方法を用います。



(4) 両建 (りょうだて)

仮にE点で買い建玉し、予想に反して相場が下げた場合、F点で新たに売り建玉することにより損失をくい止め相場の様子を見ることができます。その後、①値段が上昇すると予測できた時点 (例えばG点) で売り玉を決済して値上がりを待ちます。両建のとき値洗いはほぼ固定されますが、売り玉を決済した後、②値下がりすれば値洗い損が大きくなります。

売り建玉から行う場合は、新たに買い建玉する方法を用います。



1 1. 営業・受付時間およびサービスについて

「Venus(ヴィーナズ)」では、お客様からの受注・お問合せなどへの対応、商品取引所への発注などについて、商品取引所の受付・取引時間にかかわらず、次のとおりの対応をさせていただきますのであらかじめご了承の上、お取引を開始されますようお願いいたします。

(1) 当社「Venus(ヴィーナズ)」の営業・受付時間

- ・取引システムに関するお問合せなどの受付時間
営業日 8:00 ~ 17:30
- ・取引に関する相談・苦情などの受付時間
営業日 8:30 ~ 17:30
- ・お客様からの受注
「Venus(ヴィーナズ)」：<http://www.fuji-ft.co.jp/> からログイン
24時間（メンテナンス時間等を除く）
※定期メンテナンスは、日中立会終了後、夜間立会開始までの間に数分間行われます。
- ・お客様から受注した取引の取引所への発注
取引所の注文受付時間内
※立会終了直前に受注した場合、発注が取引所の立会終了に間に合わない場合があります。

(2) 売買注文の種類と約定条件等について

商品取引所の取り扱う売買注文の種類と約定条件にかかわらず、当社の取り扱う売買注文の種類と約定条件は本書「売買注文の種類および約定条件」のとおりです。

注文の有効期限は、当営業日を含め10営業日以内の指定日の日中立会終了までとなっておりますが、売買注文の種類によっては有効期限を定められないものもあります。また、当月限建玉に関しては下記に定める指示日までの指定となります。

(3) 取扱銘柄の納会月の取り扱い・受渡しについて

「Venus(ヴィーナズ)」では受渡し、および当月限（1番限）の新規建玉は、お取り扱い致しません。

また、委託を受けた当月限に係る取引につきましては、「指示日」までに決済をしてください。

(4) 指示日について

「指示日」とは、一般大豆およびとうもろこしにあっては当月限納会日の属する月の1日（休業日である場合順次繰上げる）とし、その他の商品にあっては当月限納会日の属する月（取引最終日の属する月）の15日（休業日である場合順次繰上げる）とします。指示日の日中立会終了時までにお客様から当該取引の決済注文がない場合、当該日時以降の売買立会において、当該取引をお客様の計算で、転売または買い戻しにより処分いたします。この際の手数料は通常手数料の他、別途徴収させていただきます。詳細につきましては「手数料一覧表」でご確認ください。

(5) 値洗益金について

当社では値洗益金を証拠金としてご利用できますが、値洗益金の出金は行っておりません。

1 2. 売買注文の種類および約定条件

| 売買注文の種類 | 略称 | 約定条件 | 注文の概要 |
|---|-------------|------------------|---|
| 指値注文 | 指値 | FaS | 指定した価格以下（買）又は以上（売）で発注する売買注文です。 |
| 成行注文 | 成行 | FaK、FoK | 価格を指定しないで発注する売買注文です。約定できない場合には、キャンセルされる注文です。 |
| 対当値段条件付注文 | 対当値段 | FaS、FaK、FoK | 市場で約定できる可能性の高い値段で発注される売買注文です。反対サイドに注文がある場合、最良気配値と約定し、残注文は当該約定価格の指値注文となります。反対サイドに注文がない場合、キャンセルされます。同サイドにも反対サイドにも注文が無い場合、キャンセルされます。 |
| 引成注文 | 引成 | FaK | 引板合わせ時を執行条件とする成行注文です。 |
| 引指注文 | 引指 | FaS、FaK | 引板合わせ時を執行条件とする指値注文です。 |
| 逆指注文 | 逆指 | 指定注文の内容により異なります。 | 発注する際に、指定値段が満たされた場合、指定注文（指値、成行、対当値段）が有効となる条件を指定できる売買注文です。（指値、成行、対当値段＋各注文種類の約定条件を指定します。） ※状況により指定値段より不利な値段で成立する場合、また注文が成立しない場合があります。 |
| IF DONE (イフダン注文) | IFD | 指定注文の内容により異なります。 | 新規注文と仕切注文を組合せて発注する売買注文です。新規注文が約定した場合、その建玉を相手玉とする仕切注文が自動的に発動されます。（新規注文が約定しない限り、仕切注文は発注されません。） |
| OCO (One side done then Cancel the Other order) (オーシーオー注文) | OCO | 指定注文の内容により異なります。 | 一つの建玉に対し、2つの仕切注文（指値注文とストップ注文）を同時に登録する売買注文です。注文登録時には指値注文のみ取引所に発注されます。指値注文が約定した時点でストップ注文が自動的に取り消されます。 指値注文が約定しないまま現在値段がストップ値段に達すると、指値注文が取り消され、ストップ注文が取引所へ発注されます。 |
| IF DONE OCO (イフダンオーシーオー注文) | IFDOCO | 指定注文の内容により異なります。 | IFD/OCO注文は、IFD注文とOCO注文の両方の機能を統合した売買注文です。新規注文と、この注文で約定した建玉に対する仕切注文をあらかじめ2パターン予約できます。 |
| IF DONE(仕切) (イフダン仕切注文) | IFD (仕切) | 指定注文の内容により異なります。 | IFD（仕切）注文は、仕切注文を発注する時に、新規注文の予約をしておくことができる売買注文です。まず仕切注文が発注され、仕切注文が成立すると指定した新規注文が自動的に発注されます。 |
| コンビネーション注文 | SCO | 指定注文の内容により異なります。 | 同一商品の限月間スプレッド取引に使用する売買注文です。（指値、成行、対当値段＋各注文種類の約定条件を指定します。） |

| 約定条件 | 説明 |
|------------------------------------|--|
| FaS[Fill and Store] (フィルアンドストア) | <p>受付時に約定可能な枚数は約定し、残枚数（未約定注文）は指定した有効期限まで注文が残ります。</p> <p>発注時の有効期限の指定について</p> <p>(1) 1セッション</p> <p>当該セッション（日中立会中に発注したものは、その日中立会終了まで、夜間立会中に発注したものは、その夜間立会終了まで）のみ有効な注文となります。</p> <p>(2) 日付を指定</p> <p>指定日付の日中立会終了まで有効</p> |
| FaK[Fill and Kill] (フィルアンドキル) | <p>受付時に約定可能な枚数は約定し、残枚数はキャンセルとなります。</p> <p>(有効期限の指定は有りません。)</p> |
| FoK[Fill or Kill] (フィルオアキル) | <p>受付時に全量約定しなければ、全量キャンセルとなります。</p> <p>(有効期限の指定は有りません。)</p> |

※ M0 注文につきましては、全量約定は保証されません。

※ OCO 注文 IFDOCO 注文につきましては、現在値段の監視を一定時間で行っているため、その間隔の間に値段をつけて相場が反転した場合、仕切注文が発注されないことがあります。

※ 指値注文が引板合わせに成行注文になる指成注文はありません。

※ 注文の優先順位は、「価格優先・時間優先」の原則となります。

価格優先とは

1. 「高い」買いの指値注文は、「安い」買いの指値注文より優先されます。
2. 「安い」売りの指値注文は、「高い」売りの指値注文より優先されます。
3. 成行注文は他の注文に対して価格的に優先されます。

時間優先とは

1. 同一値段の注文（価格的には同じ優先順位）は、先に受付けた注文が遅く受付けた注文より優先されます。
2. 逆指注文は条件が満たされて登録された時間、その他の注文は取引所システムに登録された時間によって時間優先の順位が判断されます。

1 3. 取引時間等について

(1) 立会時間

日中立会は、「8：45」から「15：15」までとなります。夜間立会は、「16：30」から「翌暦日5：30」までとなります。ただし、ゴム市場は「16：30」から「19：00」までとなります。

1 計算区域は、「前営業日の夜間立会+当日の日中立会」となります。このため、1 計算区域の終了は日中立会終了時となります。

(2) 引板合わせ

日中立会は、「8：45」に寄板合わせを行なった後、「15：10」までザラバ取引が行われます。「15：10」から「15：15」までの間、注文受付時間を設け「15：15」に引板合わせが実施されます。

夜間立会は、「16：30」に寄板合わせを行なった後、「翌暦日5：25」までザラバ取引が行われます。「翌暦日5：25」から「翌暦日5：30」までの間、注文受付時間を設け「翌暦日5：30」に引板合わせが実施されます。

ゴムについては、「18：55」までザラバ取引を行い、「18：55」から「19：00」までの間、注文受付時間を設け、「19：00」に引板合わせが実施されます。

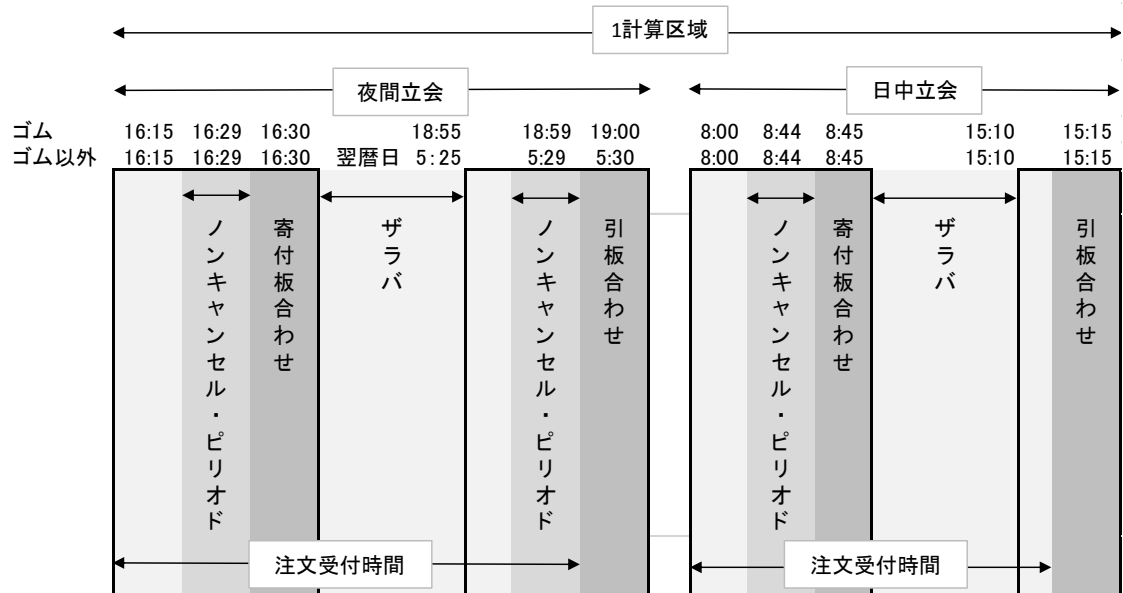
(3) ノンキャンセルピリオド

板合わせ直前の注文訂正及び取消しにより、板合わせ価格が直前に変動すること

を防止するため、日中立会の寄板合わせ、夜間立会の寄板合わせ及び引板合わせ直前に、1分間の注文訂正及び取消しを行うことができない時間帯（「ノンキャンセルピリオド」という。）が設定されます。

※日中立会の引板合わせ、サーキットブレーカー解除後の板合わせ及び即時約定可能値幅後の板合わせは対象外となります

寄付板合わせ、引板合わせのスケジュール



新甫発会日

新甫発会は、翌営業日の日中立会からとなります。

ミニ取引の取引最終日

標準取引の当月限納会日の前営業日の日中立会までです。当社におきましては指示日までの取引となります。（「指示日」につきましては本書「11. 営業・受付時間およびサービスについて」にてご確認ください。）

1 4. 即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度について

(1) 即時約定可能値幅 (DCB)

即時約定可能値幅 (DCB: Dynamic Circuit Breaker) とは、価格の連続性を維持し、急激な価格変動を防止するための制度です。

i 概要

- ① 即時約定可能値幅外で注文が対当した場合には、30秒間、立会の一時中断を行います。
- ② DCB中は注文受付を行い、板合わせから再開いたします。
- ③ 即時約定可能値幅は基準値段を基に設定されます。

※基準値段は原則として直近約定値段です。

ii 注意事項

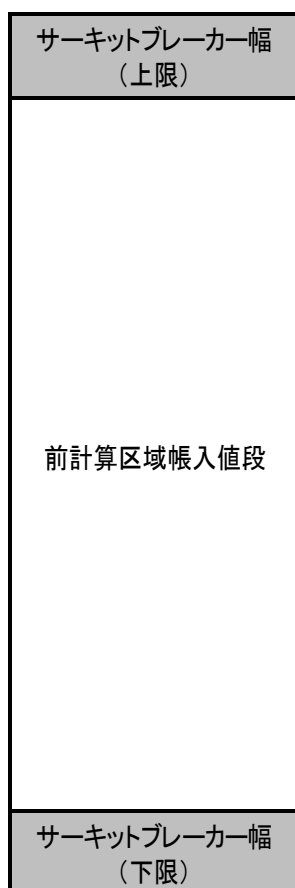
- ① 寄付板合わせ時（日中立会、夜間立会とも）には即時約定可能値幅は設定されません。
- ② 引板合わせ時（日中立会、夜間立会とも）には即時約定可能値幅内で注文が対当した場合に約定が成立します。

- ③ DCB後の板合わせ時には即時約定可能値幅内で注文が対当した場合に約定が成立します。
- ④ サーキットブレーカー後の板合わせ時には即時約定可能値幅は設定されません。
- ⑤ FoKではDCBは発動しません。
- ⑥ 即時約定可能値幅は定期的に見直しされます。

(2) サーキットブレーカー (SCB) 制度

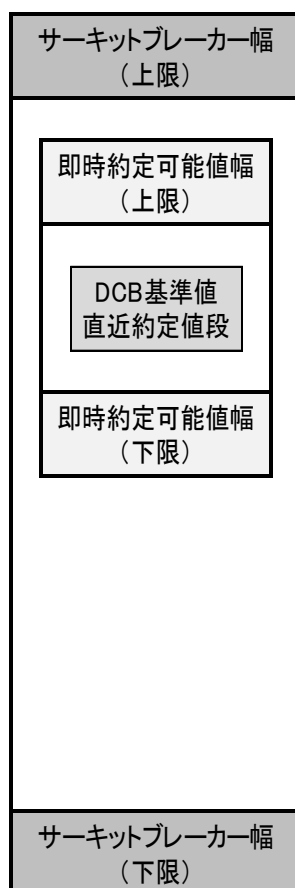
サーキットブレーカー(SCB: Static Circuit Breaker)制度とは、市場状況を勘案し商品取引所が必要と認めた場合、必要と認めた時間、立会を中断するための制度です。

即時約定可能値幅とサーキットブレーカー幅のイメージ 寄付板合わせ時



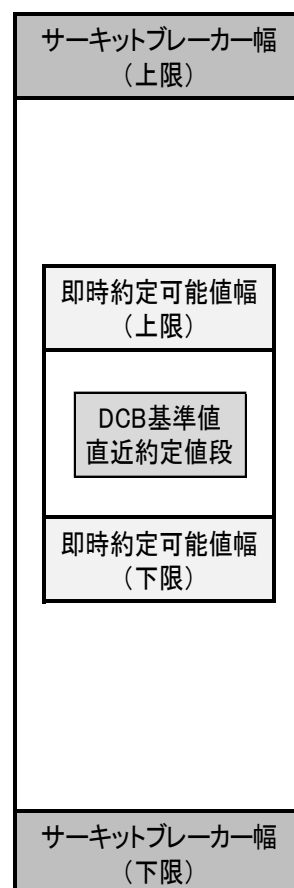
寄付板合わせ時には即時約定可能値幅は設定されません。

ザラバ中



ザラバ中は、直近約定値段を基準として即時約定可能値幅が設定されます。

引板合わせ時

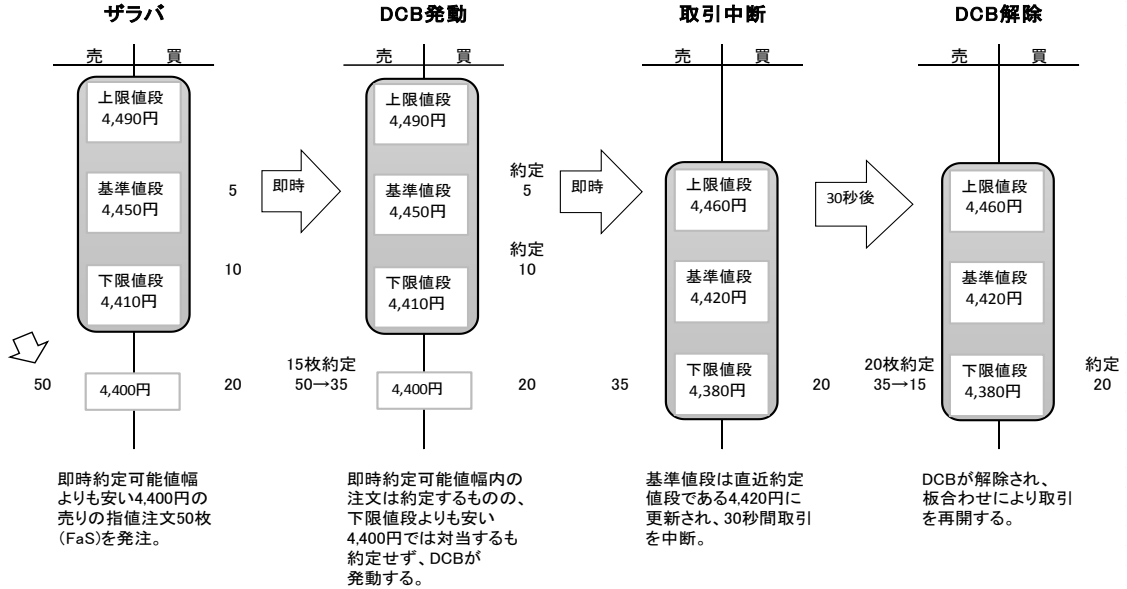


引板合わせ時には即時約定可能値幅が設定されます。

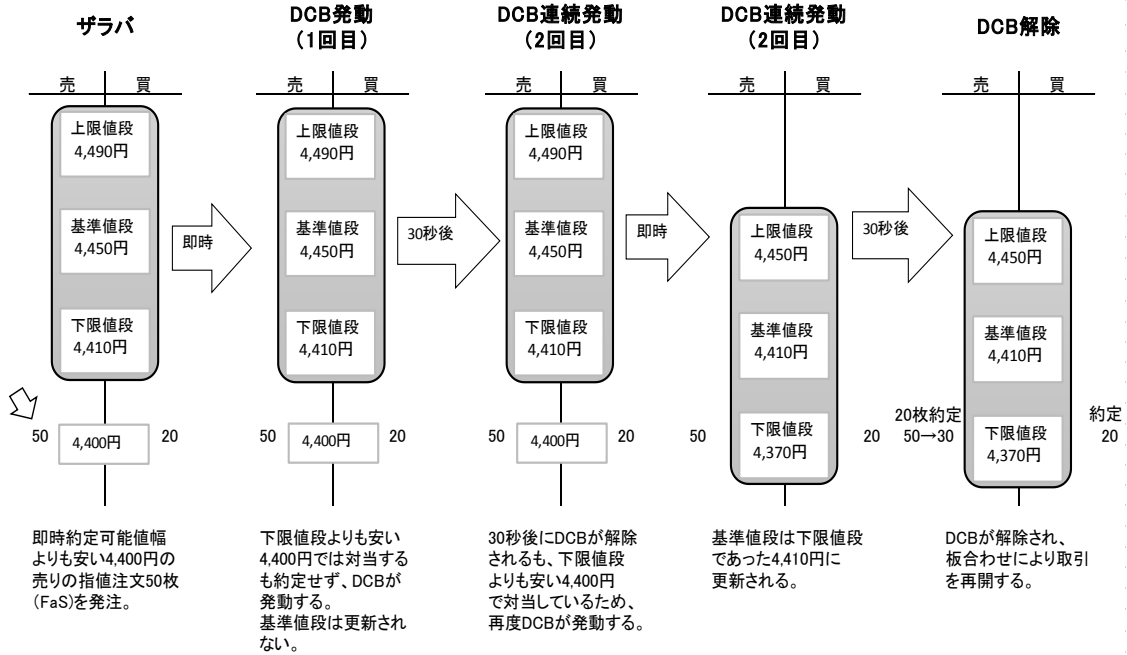
※ 即時約定可能値幅とサーキットブレーカー幅は見直しされる場合があります。即時約定可能値幅を定期見直しにより変更する場合は、日中立会から反映され、サーキットブレーカー幅を定期見直しにより変更する場合は夜間立会から変更されます。

即時約定可能値幅の具体例

例1 DCB幅 40円 ※通常の例
 直近約定値段 4,450円
 買注文 4,455円 5枚
 4,420円 10枚
 4,400円 20枚



例2 DCB幅 40円 ※DCB基準値段が直近約定値段にならない例
 直近約定値段 4,450円
 買注文 4,400円 20枚



15. 取扱銘柄について

東京商品取引所

(2018年10月9日現在)

| 銘柄 | 呼値 | 呼値の単位 | 取引単位 | 倍率 | 限月 | 〇〇円値動きしたときの の売買差損益 |
|--------------|--------------|-------|------------------|-------------|-----------------|------------------------------|
| ゴム (RSS) | 1kg | 10 銭 | 5 t | 5,000 倍 | 連続6限月 | 1円 ⇒ 1×5,000 = 5,000円 |
| ゴム (TSR) | 1kg | 10 銭 | 5 t | 5,000 倍 | 連続6限月 | 1円 ⇒ 1×5,000 = 5,000円 |
| 金 (標準取引) | 1g | 1円 | 1kg | 1,000 倍 | 12ヶ月以内 の偶数月 | 10円 ⇒ 10×1,000 =10,000円 |
| 金 (ミニ取引) | 1g | 1円 | 100g | 100倍 | 12ヶ月以内 の偶数月 | 10円 ⇒ 10× 100 = 1,000円 |
| 金 (限日取引) | 1g | 1円 | 100g | 100倍 | 1計算区域 (限日取引) | 10円 ⇒ 10× 100 = 1,000円 |
| 銀 | 1g | 10 銭 | 10kg | 10,000 倍 | 12ヶ月以内 の偶数月 | 1円 ⇒ 1×10,000 =10,000円 |
| 白金 (標準取引) | 1g | 1円 | 500g | 500倍 | 12ヶ月以内 の偶数月 | 10円 ⇒ 10× 500 = 5,000円 |
| 白金 (ミニ取引) | 1g | 1円 | 100g | 100倍 | 12ヶ月以内 の偶数月 | 10円 ⇒ 10× 100 = 1,000円 |
| 白金 (限日取引) | 1g | 1円 | 100g | 100倍 | 12ヶ月以内 の偶数月 | 10円 ⇒ 10× 100 = 1,000円 |
| パラジウム | 1g | 1円 | 500g | 500倍 | 12ヶ月以内 の偶数月 | 10円 ⇒ 10× 500 = 5,000円 |
| ガソリン | 1kℓ | 10円 | 50kℓ | 50倍 | 連続6限月 | 100円 ⇒ 100× 50 = 5,000円 |
| 灯油 | 1kℓ | 10円 | 50kℓ | 50倍 | 連続6限月 | 100円 ⇒ 100× 50 = 5,000円 |
| 原油 | 1kℓ | 10円 | 50kℓ | 50倍 | 連続6限月 | 100円 ⇒ 100× 50 = 5,000円 |
| 小豆 | 1袋 (30kg) | 10円 | 80袋 (2,400kg) | 80倍 | 連続6限月 | 100円 ⇒ 100× 80 = 8,000円 |
| 一般大豆 | 1 t | 10円 | 25 t | 25倍 | 12ヶ月以内 の偶数月 | 1000円 ⇒ 1000× 25 =25,000円 |
| とうもろこし | 1 t | 10円 | 50 t | 50倍 | 12ヶ月以内 の奇数月 | 100円 ⇒ 100× 50 =5,000円 |

※立会時間 日中立会：午前8時45分から午後3時15分まで 夜間立会：午後4時30分から翌朝午前5時30分まで（ただし、ゴム市場は午後4時30分から午後7時まで）

※金（ミニ取引）、白金（ミニ取引）および原油の取引方法は現金決済先物取引です。

※金（限日取引）、白金（限日取引）の取引方法は、1計算区域の立会時間において成立し、又は1計算区域の直前の計算区域の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又は建玉が発生した計算区域の立会時間終了時におけるロールオーバーにより消滅する限日取引の現金決済先物取引（限日型）です。

注）立会時間、限月等は変更することがあります。また、立会時間は、夜間取引（夕方から夜間にかけて連続して行われる立会）および日中取引（午前から午後にかけて連続して行われる立会）という区分で行われており、1計算区域は「前営業日の夜間立会+当日の日中立会」となります。このため、1計算区域の終了は日中立会終了時となります。

16. 契約の終了事由

下記の事由いずれかに該当した場合は、お客様の意思にかかわらず、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められるものであることが判明した場合
- ・生活保護法による保護を受けている世帯に属していることが判明した場合
- ・長期療養者であることが判明した場合
- ・破産者で復権を得ていないことが判明した場合
- ・商品先物取引を借り入れにより行っていることが判明した場合
- ・不正資金によって取引をしていることが判明した場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
- ・他人名義等での取引をおこなっていることが判明した場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
- ・電子取引に関するお取決め事項」ならびに「受託契約準則」に違反した場合
- ・暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力のいずれかに該当することが判明した場合
- ・反社会的勢力との間で何らかの関係を有していることが判明した場合
- ・暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと判断した場合
- ・外国 P E P s に該当することが判明した場合
- ・実質的支配者が不透明な法人に該当することが判明した場合
- ・契約時確認事項に偽りがあることが判明した場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
- ・居住地が不明、又は当社の求める登録住所の変更手続きに応じない場合
- ・当社が「Venus（ヴィーナス）」によるサービスの提供を廃止した場合
- ・その他、不適格者であると当社が判断した場合

17. 税金の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。商品先物取引の差金等決済による所得は税 20%（所得税 15%、住民税 5%）の申告分離課税です。ただし、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日まで（25 年間）「復興特別所得税」として、個人のお客様の所得税額に 2.1% を乗じて得られた額が課税されます。また損失は翌年以降 3 年間の繰越控除ができます。さらに、金融商品先物取引等（くりっく 365、日経 225 先物、TOPIX 指数先物等）との損益通算ができます。

また、手数料に対しては消費税等が課税されます。詳しくは、税務署、税理士等の専門家にお問い合わせください。

「商品デリバティブ取引に関する税金」につきましては、日本商品先物取引振興協会ホームページにて詳しい説明がございます。日本商品先物取引振興協会ホームページ <http://www.jcfia.gr.jp/>

18. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第 2 条 22 項にあたります。また、当社は同法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項 1 号）の受委託の取次にあたり、お客様の注文はインターネットを利用して受注する電子取引の方法により行います。当社は株式会社東京商品取引所の取次業者であり、お客様から委託を受けて受注した注文を、取次先会社を介して商品取引所において執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

19. 当社の概要

商号 フジフューチャーズ株式会社
所在地 東京都中央区新川一丁目16番3号
連絡先 電話番号(代表) 03-5543-2211
設立 1963年9月
代表者 代表取締役社長 寺町 美摩
資本金 1億円
主な業務 商品先物取引業
加入協会 日本商品先物取引協会

[取次先会社概要]

商号 フィリップ証券株式会社
所在地 東京都中央区日本橋兜町4番2号
代表者 代表取締役社長 下山 均
資本金 9億5,015万円
主な業務 有価証券等の売買、店頭デリバティブ取引等の金融商品取引業およびそれに付帯する事業
加入協会 日本証券業協会
一般社団法人 金融先物取引業協会
日本商品先物取引協会

20. お問い合わせについて

取引システムに関してご不明な点があった場合には、「Venus（ヴィーナス）」の説明画面上で確認いただくか、当社「インターネット事業部」までご連絡ください。

また、取引の内容に異議がある場合は、「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当がお客様からの苦情や相談を受け付け、その相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

なお、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

フジフューチャーズ株式会社
「Venus（ヴィーナス）」
URL : <http://www.fuji-ft.co.jp/>
「インターネット事業部」
電 話 03-5543-2400
電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）
8:00～17:30
「お客様相談窓口」
電 話 03-5543-2666
電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）
8:30～17:30

日本商品先物取引協会 「相談センター」
<http://www.nisshokyo.or.jp/>
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7-6F
電 話 03-3664-6243
電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）
9:00～17:00

2 1. 個人情報保護方針について

当社は、当社が取得する個人情報および個人番号を含む個人情報（以下、「特定個人情報」という。）について「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）等の法令やその趣旨を遵守して、個人情報を保護することが重要であると認識し、個人情報の保護について次のように取扱います。

(1) 重要性の認識

当社は、当社の事業を行うに当たり、お客様や役員、従業員等に関する個人情報および特定個人情報を取り扱っておりますが、個人情報保護法にいう個人情報取扱業者として、これらの個人情報および特定個人情報が法令等によって保護されていることの重要性を認識し、個人情報および特定個人情報の取得、利用、管理等に当たってその保護を図るものです。

(2) 法令の遵守

当社は、当社の事業を行うに当たり個人情報および特定個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法ならびに番号法等の法令を遵守します。

(3) 利用目的の公表

当社は、法令等で定められた場合を除き、個人情報および特定個人情報の利用目的をパンフレットやホームページ等適切な方法により公表します。

(4) 適切な取得

当社は、個人情報および特定個人情報を適切な方法で取得します。

(5) 利用目的の特定

当社は、当社の事業の目的のみに取得した個人情報および特定個人情報を利用し、法令等で定められた場合を除き、目的外の利用をしません。

(6) 第三者への提供

当社は、法令等で定められた場合を除き、個人情報および特定個人情報を第三者に提供しません。

(7) 正確性の確保

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報および特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

(8) 安全管理措置

当社は、個人情報および特定個人情報の改ざん、破壊、紛失、漏洩等の事故発生を防止するため、従業員の監督、委託先の監督、不正アクセス対策等の安全管理措置を講じます。

(9) 内部規則の遵守等

当社は、個人情報および特定個人情報の保護を図るため内部規則を制定し、役員、従業員に遵守させるとともに教育、啓蒙します。

(10) 開示等の求め

当社は、個人情報および特定個人情報のご本人から開示、訂正、削除、停止等の求めがあった場合には、法令および別に定める規程に従って適切に取り扱います。

(11) 苦情の申し出

当社の個人情報および特定個人情報の取り扱いについて苦情がある場合は、当社は法令および別に定める規程に従って速やかに対応します。

(12) 問い合わせ先

当社の個人情報および特定個人情報の取扱いについての問い合わせは、フジフューチャーズ株式会社「個人情報保護管理室」までお願いします。

■個人情報保護方針の改訂の告知について

当社は、個人情報および特定個人情報の取り扱いに関する社会環境の変化に適切に対応するため、個人情報保護方針の一部または全てについて見直しを行ない、改訂することがあります。重要な変更がある場合には、当社の Web サイト上に一定期間掲載いたします。

商品先物取引の受託等における個人情報の利用目的について

当社は、下記に挙げる商品先物の受託業務及びこれに付随する業務等を遂行するために必要な範囲で個人情報を利用いたします。

- (1) 商品先物取引、商品ファンド、純金積立等、諸法令に基づいた金融商品等の勧誘や受託の取り次ぎ、サービスの案内及びお客様の管理を行なうため
- (2) 当社との間で秘密保持契約を締結している業務委託先である企業等に必要な限度において開示するため
- (3) 当社が提供するサービス等に関するお問い合わせやお申し込みに対し、電話・メール・郵送等での返信等を行なうため、またお客様ご本人であることを確認するため
- (4) 当社が提供するサービス等に追加や変更が生じた場合にその内容をお知らせするため
- (5) 適合性の原則等に照らし、サービス等の提供の妥当性を判断するため
- (6) 提供サービスの改善や向上及び新サービス等の開発を目的とした研究のため
- (7) 統計データとして処理及び集約した情報を公表するため
- (8) 日本商品先物取引協会の反社会的勢力照会制度による照会を行うため
- (9) その他諸法令に基づいたお客様との取引を、適切かつ円滑に履行するため

商品先物取引の受託等における特定個人情報の利用目的について

「先物取引に関する支払調書」等の法定調書の届出事務のため、特定個人情報を利用します。

個人情報および特定個人情報の利用目的による制限について

当社は、以下で定める場合を除き、明示した利用目的を超えて個人情報および特定個人情報を利用することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体、または財産の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 国の機関や地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令上の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (4) 米国政府および日本政府からの要請により、外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性がある当社が判断する場合
 - ①米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
 - ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
 - ③FATCAの枠組みに参加していない金融機関
(米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く)。

フジフューチャーズ株式会社「個人情報保護管理室」

電 話 03-5543-2211

受付時間 月～金（祝祭日を除く）9：00～17：00

2.2. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

| | |
|-------------------------|---|
| 投資可能資金額 | <p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、言わば、お客様が商品先物取引において<u>損失として許容できる金額</u>です。</p> <p>したがって、投資可能資金額の入力にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご入力ください。</p> <p>なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p> |
| 約諾書 | <p>商品先物取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。</p> |
| 受託契約準則 | <p>受託契約準則は、商品先物市場取引における商品先物取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も受託契約準則にしたがって行われます。</p> |
| 証拠金預り証 | <p>法律および受託契約準則に基づき、証拠金として金銭をお預かりしたときには「証拠金預り証」を発行します。ただし、金融機関を介してお預かりした場合で、お客様から書面による同意があった場合には、発行を省略します。</p> |
| 売買報告書及び売買計算書 | <p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに発行する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。</p> |
| 残高照合通知書 | <p>受託契約準則に基づき、毎月発行する書類で、作成日現在の委託者証拠金の額、建玉の状況、受入証拠金の総額、預り証拠金余剰額などが記載されています。記載内容を確認し、相違の有無についてご回答ください。ご回答のない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、すみやかに発行いたします。</p> |
| SPAN [®] （スパン） | <p>SPAN[®]とは、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。SPAN[®]証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体（ポートフォリオ）から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、株式会社日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値（変数）を決定し、それを使用して商品先物取引業者がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で委託者証拠金額を定めることとされています。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>直接預託 差換預託</p> | <p>商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は株式会社日本商品清算機構に預託されます。その際に、商品先物取引業者が代理人として、お預かりした証拠金をそのまま株式会社日本商品清算機構に預託する場合は「直接預託」と言い、お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で株式会社日本商品清算機構に預託する場合は「差換預託」と言います。お客様からお預かりした証拠金の名称として、直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言うことがあります。なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。</p> |
| <p>限 月</p> | <p>契約履行の最終期限に当たる月を限月（げんげつ）と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日（納会日）までに、取引を終了（決済）する必要があります。</p> |
| <p>差金決済</p> | <p>商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「（建玉を）仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合は「転売」、売建玉を決済する場合は「買戻し」と言います。</p> |
| <p>現物の受渡しによる決済</p> | <p>商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受または代金の支払により決済を行います。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には総取引金額を商品先物取引業者に預ける必要があります。商品先物取引業者によっては、現物の受渡しによる決済を行っていない場合もあります。</p> |
| <p>日本商品先物取引協会</p> | <p>日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引業務に関するお客様からの相談、苦情の受付窓口として、また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置・運営されている機関です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>日本商品先物取引協会 相談センター http://www.nisshokyo.or.jp/ 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7 東京商品取引所ビル 6F 電 話 03-3664-6243 電話受付時間 月～金（祝祭日を除く） 9:00～17:00</p> </div> |
| <p>株式会社日本商品清算機構（JCCH）</p> | <p>株式会社日本商品清算機構（JCCH）は、商品取引所が株主となって設立された「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品先物取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われた取引を対象として、清算業務を行っています。</p> |
| <p>日本商品委託者保護基金</p> | <p>日本商品委託者保護基金（保護基金）は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、株式会社日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態（弁済事故）に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>外国PEPs</p> | <p>外国PEPs（重要な公的地位にある者（Politically Exposed Persons））に該当するのは、次の方となります。</p> <p>① 外国において、元首その他の国務大臣及び副大臣に相当する職に就いている方</p> <p>② 外国において、政府の要人であり、議会議長、副議長に相当する職に就いている方</p> <p>③ 外国において、最高裁判所の裁判官に相当する職に就いている方</p> <p>④ 外国において、特命全権大使、公使、特派大使等の職に就いている方</p> <p>⑤ 外国において、統合幕僚長、陸、海、空幕僚長に相当する職に就いている方</p> <p>⑥ 外国において、中央銀行の役員に就いている方</p> <p>⑦ 外国において、予算について国会の議決を経る等の必要があるなどの法人の役員に就いている方</p> <p>⑧ 過去に上記 ① ～ ⑦ であった方</p> <p>⑨ 上記 ① ～ ⑧ の家族（祖父母及び孫は含みません）の方</p> <p>⑩ 実質的支配者が上記 ① ～ ⑨ である法人</p> |
|---------------|--|

フジフューチャーズ株式会社

東京都中央区新川一丁目16番3号

電話 03-5543-2211 (代表)